

II. 家屋

記載事項の説明

1 納税義務者数に関する調

- (1) 納税義務者数については、各市町村における数値を合計した。
- (2) 「大都市計」とは、平成19年1月1日における地方自治法第252条の19条1項の指定都市及び東京都特別区の数値を合計したものである（以下の調において同じ。）。

2 総 括 表

「非課税家屋」とは、地方税法（以下「法」という。）第348条の規定によって固定資産税を非課税とされる家屋をいう。棟数は、一棟の家屋に課税部分と非課税部分とがあるものについては、課税部分及び非課税部分をそれぞれ一棟とした。

3 所有者区分による家屋に関する調

- (1) 法第348条の規定によって固定資産税を非課税とされるものを除いた。
- (2) 個人及び法人が共有する家屋については、次によった。
 - (ア) 「床面積」及び「決定価格」については、個人に係る持分及び法人に係る持分によりあん分してそれぞれ個人分及び法人分に計上し、持分による区分が困難な場合には、実態に応じ、主たるものを見定し、個人又は法人のいずれかに計上した。
 - (イ) 「棟数」については、(ア)における持分によるあん分をした場合は個人分に計上し、持分による区分が困難な場合には、実態に応じ主たるものを見定し、個人又は法人のいずれかに計上した。

4 木造家屋に関する調

- (1) 法第348条の規定によって固定資産税を非課税とされるものを除いた。
- (2) 一棟の家屋の主体構造部について木造部分と木造以外の部分があるときは、所有者が同一であっても木造家屋と木造以外の家屋とに区分した。
- (3) 「棟数」とは、家屋を評価する場合における計算単位となる家屋の数をいう。
- (4) 「家屋の種類」は、固定資産評価基準の適用区分によった。
- (5) 「附属家」には、酪農舎及び簡易附属家を含むものである。
- (6) 「併用住宅」の「棟数」は、同一家屋について「住宅部分」とそれ以外の「その他の用の部分」ごとにそれぞれ一棟とした。「計」は、「住宅部分」に係る数値のみを計上した。
- (7) 「併用住宅」の「床面積」及び「決定価格」は、当該家屋に共用部分があるときは、「床面積」については、当該共用部分の床面積をそれぞれの部分の床面積で分担し、「決定価格」については、決定価格をそれぞれの部分の床面積で分担した。

5 木造以外の家屋に関する調

- (1) 「家屋の種類」の「その他」とは、「事務所・店舗・百貨店・銀行」、「住宅・アパート」、「病院・ホテル」及び「工場・倉庫・市場」に該当しないもの並びに蚕室、温室、物置、畜舎、たい肥舎、車庫及び便所等の簡易な構造のものをいう。
- (2) 同一家屋を二種類以上の用途に供している場合においては、該当するそれぞれの種類ごとに区分して記載するものとするが、この場合における取扱いは次によった。
 - (ア) 「棟数」は、それぞれの種類ごとに一棟とし、主たる用途の種類のものは「棟数」に計上し、主たる用途の種類以外の種類のものは「主たる用途以外の棟数」に計上した。
 - (イ) 「床面積」については、共用部分がある場合においては、当該共用部分の床面積をそれぞれの種類ごとの床面積で分担した。

- (3) 構造別の「その他」とは、「鉄骨鉄筋コンクリート造」、「鉄筋コンクリート造」、「鉄骨造」、「軽量鉄骨造」及び「れんが造・コンクリートブロック造」以外の造りの家屋（例：アルミニウム造、強化ポリエスチルパネル造等）をいう。
- (4) 上記以外の事項については、「木造家屋に関する調」の例によった。

6 新增分家屋に関する調

- (1) 平成 18 年 1 月 2 日から平成 19 年 1 月 1 日までの間における新築家屋及び増築家屋（当該増築部分のみをいう。）について計上した。
- (2) 「棟数」の「総数」には、増築家屋に係る数値も含んでいる。
- (3) 「うち増築分」は、各欄に記載された数値のうち、それぞれ増築分に係る数値を内書きした。
- (4) 非木造家屋における「家屋の種類」の「その他」には、「5 木造以外の家屋に関する調」における「家屋の種類」の「その他」のみならず、「事務所・店舗・百貨店・銀行」、「住宅・アパート」、「病院・ホテル」及び「工場・倉庫・市場」に属さないすべての家屋について計上した。

7 課税標準額等に関する調

- (1)課税標準額が法定免税点（20 万円）以上となる家屋についてのみ計上した。
- (2) 「課税標準の特例により減額になる額」は、決定価格に「1 一特例率」を乗じて求めた。

8 法附則第 16 条の規定による軽減税額等に関する調

- (1) 法附則第 16 条の規定（旧法の規定によるもの（平成 14 年附則第 5 条第 28 項、平成 18 年附則第 13 条第 29 項及び平成 18 年附則第 13 条第 31 項）を含む。）により固定資産税額を減額されることとなった家屋について計上した。
- (2) 「個数」は、共同住宅及び区分所有者に係る住宅にあっては、人の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分を一個とした。

- (3) 「床面積」は、固定資産税額を減額されることとなった家屋の総床面積のうち、軽減額の算出の基礎となった床面積である。
- (4) 「合計」における個人及び法人の区分に当たっては、「所有者区分による家屋に関する調」の例によった。

9 法附則第16条の2の規定による軽減税額等に関する調

- (1) 法附則第16条の2第10項、第11項又は第13項の規定により、固定資産税額を軽減されることとなった家屋について計上した。
- (2) 「個数」は、法附則第16条の2第10項、第11項又は第13項の特例措置の適用単位の数を計上した。
- (3) 「床面積」は、固定資産税額を減額されることとなった家屋の総床面積のうち、軽減税額の算出の基礎となった床面積である。
- (4) 「軽減税額」は、法附則第16条の2第10項、第11項又は第13項の規定により軽減された税額である。

なお、法附則第16条（第4項を除く。）の適用を受け、かつ、法附則第16条の2第10項、第11項又は第13項の適用を受ける場合は、法附則第16条（第4項を除く。）の適用分については「8 法附則第16条の規定による軽減税額等に関する調」に計上した。

- (5) 法附則第16条の2第10項、第11項又は第13項の軽減率に変更はないが、法附則第16条の軽減期間が終了することにより、法附則第16条の軽減率が変わるものについては、「平成19年度で第16条のみ軽減期間の終了するもの」に記載した。
- (6) 法附則第16条の2第10項の軽減率に変更があるものは、「平成19年度で軽減期間が終了するもの」の「法附則第16条の適用のあるもの（1／4）」及び「法附則第16条の適用のないもの（1／2）」に減額割合の変更による差分を記載した。
- (7) 法附則第16条の2第10項の軽減期間が終了するものは、「平成19年度で軽減期間が終了するもの」の「法附則第16条の適用のあるもの（1／6）」及び「法附則第16条の適用のないもの（1／3）」に記載した。